

日本の森林・林業と林業労働力問題

高齢化の現状と担い手確保の課題

〔要 旨〕

1. 森林の比率の高いことが日本の国土の大きな特徴であり、日本には山村が多いが、人工林率、国有林率には地域差が見られる。戦後の燃料革命により薪炭需要が激減し、また外材輸入等により日本の林業は生産規模を縮小させ、造林面積、素材生産量は大きく減少した。
2. 林業労働は、生産過程にしたがって、造林、保育、伐出、の三つに分けることができ、それぞれ作業内容、技術が異なっている。林業の担い手は、山林の所有構造によって異なっているが、私有林では、育林作業は林家の自家労働で行い、伐出作業は外部に委託している場合が多い。
3. 林業労働力は大幅に減少し、高齢化が深刻化している。林業就業者は60年に比べ5分の1に減少し、50歳以上が71%を占めている。森林組合作業班員も高齢化が進行している。林業労働力が減少した要因として、林業の仕事量が減少したこと、林業の労働条件が悪いこと、山村の過疎化、が指摘できる。
4. こうした事態に対応して、林業労働力確保のための取り組みが行政や森林組合により進められてきた。1964年に制定された林業基本法には、国が林業労働力の確保・育成に取り組むべきことが定められており、96年には「林業労働力確保法」が制定され、各都道府県に林業労働力確保支援センターが設置された。
5. 林業労働力確保のためには、林業労働者の待遇改善、社会的地位の向上が必要であるが、そのためには行政のいっそうの支援が求められる。林業を地域の環境を保全する産業と位置づけ、条件不利地域対策として林業労働者への直接所得補償も検討すべきである。財源としてはダム等の公共事業予算を充当すべきである。

目次

- 1. はじめに
- 2. 日本の森林・林業の現状
- 3. 林業労働力の現状
- 4. 林業労働力確保のための取り組み
- 5. 課題と展望

1. はじめに

戦後営々と植林を行ってきた日本の人工林は現在伐期を迎えつつあり、林業界では以前より「国産材時代の到来」が唱えられてきた。しかし、外材輸入の増大と円高により木材価格は低迷を続け、日本の林業は困難な状況にあり、木材需給環境の悪化から林家の林業への意欲は衰え、日本林業の将来展望がなかなか描けないのが現状である。

特に、日本林業を支える林業労働者の高齢化、減少が深刻化しており、一部の地域では、林業技術の次世代への伝達もままならない状況になっている。「国産材時代」をいくら唱えても、肝心の足元から日本林業は崩れる危険性をはらんでいるということができよう。

今後の日本の森林、林業を考える際に、それを支える人材の育成は日本林業の当面する最大の課題であり、本稿では、そ

の林業労働力の現状を明らかにし、現在行われている対策を紹介したあと、今後の課題を検討する。

2. 日本の森林・林業の現状

林業労働力の問題を考える前に、その林業労働が対象としている日本の森林、林業が現在どうなっているのかについて簡単に整理しておきたい。

(1) 森林の現状

周知の通り、日本は「森の国」といってもよいくらい森林の多い国である。国土面積の66%は森林であり、これは他の国に比べて非常に高い比率である(例えば、中国14%、米国32%、イギリス10%、ドイツ30%で、世界の平均は31%)。もちろん国土面積自体が小さいため、森林面積そのものは2515万haと決して広くはないが(中国の5分の1、米国の12分の1)、森林の占める比率が高いことが日本の国土の大きな特徴である。そのため日本には山村が多く、例えば林野率80%以上の市町村は全国に789あり、市町

第1表 山村の比率

	市町村数 (a)	林野率(80%以上)				(b/a) (%)
		80~90%	90~95	95以上	計(b)	
北海道	212	69	14	1	84	39.6
東北	400	79	21	1	101	25.3
関東	453	30	8	2	40	8.8
中部	737	123	62	22	207	28.1
近畿	326	53	20	13	86	26.4
中国	318	81	28	8	117	36.8
四国	216	43	26	6	75	34.7
九州	570	51	22	6	79	13.9
計	3,232	529	201	59	789	24.4

(注) 林野率は90年林業センサス、市町村数は98年4月現在。

(注1)
村全体の実に4分の1を占めている。林野率が95%以上という市町村も59ある(第1表)。日本にこれほど山村が多いということは、一般国民にはあまり理解されていないことである。

森林面積を地域別にみると、北海道、東北、中部の三地域で全体の6割を占めているが、関東地方だけは林野率はやや低いものの、森林は全国にくまなく分布していることがわかる(第2表)。また、森林の中身を見ると、天然林が53%、人工林が41%であるが(第3表)、地域別にみると、四国、九州は人工林率が高く、北海道は天然林率

第2表 森林の地域別構造(1995年)

(単位 万ha, %)

	森林面積	林野率	人工林率	国有林率
北海道	555	66	27	57
東北	471	74	41	43
関東	145	45	46	30
中部	512	75	41	22
近畿	183	67	48	5
中国	232	73	40	7
四国	139	74	62	14
九州	278	66	55	20
計	2,515	66	41	31

資料 林野庁編『林業統計要覧』から作成

- (注)1. 林野率 = 森林面積 ÷ 総面積
2. 人工林率 = 人工林面積 ÷ 森林面積
3. 国有林率 = 国有林面積 ÷ 森林面積

第3表 日本の森林面積(1995年)

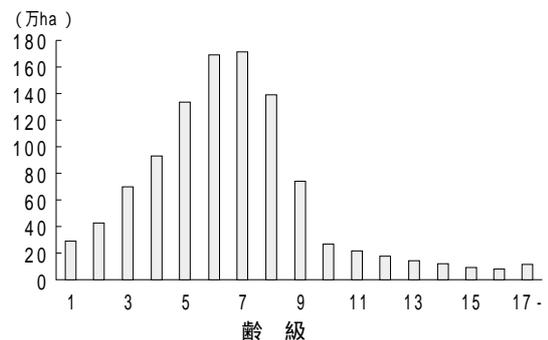
(単位 万ha, %)

	天然林	人工林	その他	計
国有林	474 (18.8)	245 (9.7)	65 (2.6)	784 (31.2)
公有林	143 (5.7)	121 (4.8)	9 (0.4)	273 (10.9)
私有林	721 (28.7)	674 (26.8)	62 (2.5)	1,457 (57.9)
計	1,338 (53.2)	1,040 (41.4)	137 (5.4)	2,515 (100.0)

資料 林野庁『林業白書』

- (注)1. 公有林は都道府県、市町村、財産区の所有林。
2. その他は、無立木地、竹林。
3. ()内は森林面積全体に対する比率。

第1図 人工林の年齢別面積(1995年)



資料 第2表に同じ

- (注) 年齢級は林齢を5年きざみに区切ったものであり、例えば1年齢級は1~5年生、5年齢級は21~25年生。

が高いという地域差がみられる。ただし、天然林といっても、人手の入っていない原生的な森(自然林)は半分に満たず、その多くは人間が薪炭林等に利用してきた二次林である。人工林は戦後植林したものがほとんどで、林齢の分布をみると、7年齢級(31~35年生)をピークに大きな山状になっている(第1図)。その人工林の樹種別構成は、スギ44%、ヒノキ24%、カラマツ10%、その他22%であるが、樹種の分布には地域的な偏りがある。

森林を所有者別にみると、国有林31%、公有林11%、私有林58%の構成比であるが(前掲第3表)、国有林の比率は、国有林成立時の歴史的な理由から大きな地域的差異がある(北海道、東北の割合が高く、近畿、中国の割合が低い)(前掲第2表)。私有林のうち林家所有と会社所有についてみると、林家は5ha未満の小規模所有者がほとんどであり、面積でも3割を占めているが、一方で全体の0.2%に過ぎない100ha以上の大規模林家(約4千戸)の所有林が15.6%を占めている。会社所有は、社数では小規模所有者

第4表 森林の所有形態別面積（林家・会社）（1990年）

（単位 千戸，千社，千ha，％）

	林 家				会 社			
	戸数	割合	面積	割合	社数	割合	面積	割合
～ 5 ha	2,229	88.9	2,185	32.4	36.3	82.6	28	1.8
5 ～ 20	230	9.2	1,989	29.5	3.8	8.6	39	2.6
20 ～ 50	38	1.5	1,048	15.5	1.6	3.6	49	3.2
50 ～ 100	7	0.3	479	7.1	0.9	2.0	59	3.9
100 ～	4	0.2	1,052	15.6	1.4	3.2	1,346	88.5
計	2,508	100.0	6,753	100.0	44.0	100.0	1,521	100.0

資料 林業センサス

（注） 1.林家とは、山林を10a以上所有している世帯であり、1ha未満が約6割を占める。
2.民有林には、このほか市町村、財産区、社寺、慣行共有等がある。

が多いことは林家と同じであるが、面積では大規模所有者（大手製紙会社等）に集中しており、100ha以上所有している1400社で会社所有林の9割近くを占めている（第4表）。こうした現在の森林所有構造は歴史的に形成されてきたものであるが、この所有構造は林業労働力問題を考える上で非常に重要である。

（注1）山村振興法では、「山村」を「林野率が75%以上で、人口密度が1.16人/ha未満」（旧市町村単位）と定義しており、農業地域類型では「山間農業地域」を「林野率が80%以上で、耕地率が10%未満」と定義している。

（注2）明治維新以降の日本の山林所有構造の歴史的な形成過程については、笠井恭悦『林野制度の発展と山村経済』（御茶の水書房、1964）参照。

（2）林業の現状

さてそれでは、こうした日本の森林を対象にして営まれている林業は現在どうなっているであろうか。

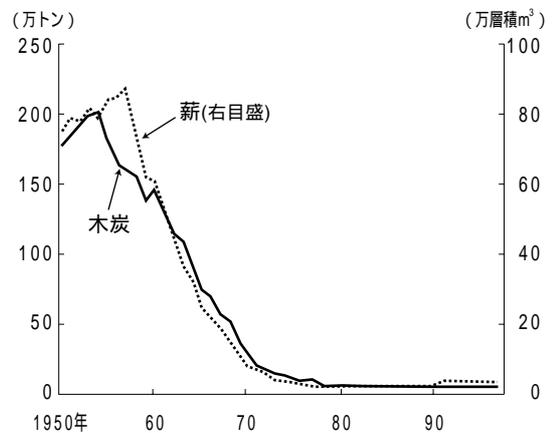
林業とは、木材の利用・販売を目的に森林を栽培・管理する営みである。その木材は、繊維質で固いという性質を持っているため、住宅資材、家具、食器（椀、箸）、農

具、玩具、紙などの多様な用途に用いられてきた。また同時に、木材は薪、炭という燃料用としての利用も行われてきた。現在でも途上国では薪としての木材利用のほうが大きく、FAO統計によると世界の木材需要の約半分は燃料用である。

かつての日本では薪炭需要も多くあり、また住宅もほとんど木造であったが、戦後の燃料革命（第2図）、建材部門における非木質系資材（鉄、ガラス、アルミ、コンクリート等）の普及等により木材需要は減少し、外材の輸入増大も加わって日本林業はその生産規模を縮小しつづけてきた。96年の木材粗生産額は5326億円であり、これは農業で言えば花きの生産額（4238億円）よりやや多い程度で、養豚の生産額と同じくらいである。

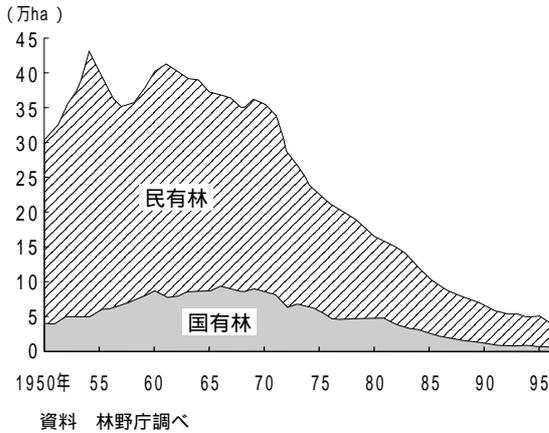
造林面積をみると、1960年には40万ha

第2図 木炭・薪生産量の推移

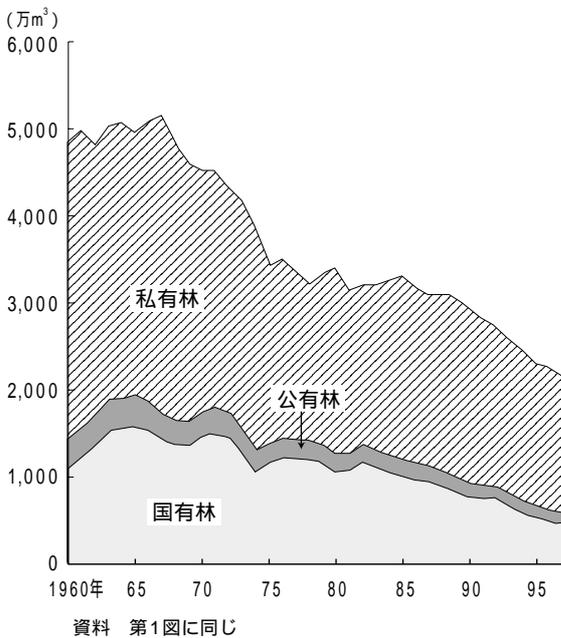


資料 林野庁調べ

第3図 造林面積の推移



第4図 素材生産量の推移



あったが、96年にはその10分の1の4万haに激減している(第3図)。造林面積の減少は、天然林を伐採してスギ、ヒノキ等を植えるという拡大造林が少なくなったことと、伐採面積(皆伐)が減少したため再造林が少なくなったことが重なっている。また最近では、伐採した後、植林をしないで林地を放置する例もみられるようになっている。

一方、素材生産量は1960年には4900万³m³あったが、96年には2200万³m³と半分以下に減少している(第4図)。これは材価の低迷等により林家が伐採を控えているためであり、それに広葉樹の伐採減少が加わっている。

なお、造林と素材生産を地域別にみると、北海道、東北、九州の割合が高く、この3地域の割合は、造林では54%、素材生産では61%に達している(第5表)。

3. 林業労働力の現状

(1) 「林業労働」とは

次に本題の林業労働力問題に入るが、最初に「林業労働」とはそもそも何かを明らかにしておく。林業労働とは、森林を対象に木材という商品を生産するために行う労働であり、生産過程にしたがって、大きく、造林、保育、伐出、の三つの部分に分けら

第5表 地域別の林業生産

	人工林面積		素材生産量		造林面積		林業專業労働者数	
	(万ha)	割合	(万 ³ m)	割合	(千ha)	割合	(百人)	割合
		(%)		(%)		(%)		(%)
北海道	152	14.6	472	21.0	6.9	17.0	123	16.0
東北	191	18.4	482	21.5	6.7	16.5	175	22.7
関東	67	6.4	126	5.6	1.7	4.2	38	4.9
中北部	209	20.1	302	13.4	5.8	14.3	127	16.5
近畿	88	8.5	124	5.5	3.0	7.4	62	8.0
中国	93	8.9	168	7.5	5.7	14.1	91	11.8
四国	86	8.3	156	6.9	2.6	6.4	54	7.0
九州	154	14.8	417	18.6	8.1	20.0	101	13.1
計	1,040	100.0	2,247	100.0	40.5	100.0	771	100.0

資料 第2表に同じ

(注) 人工林面積は1995年、素材生産量、造林面積は1996年、林業專業労働者数は1990年。

れる(とを併せて「育林」ということもある)。

「造林」とは、伐採した跡地に新たに木を植栽することであり、地拵え、植林等の作業があり、「保育」とは、植林したあとの下刈り、枝打ち、除間伐等の作業である。「伐出」とは、木材を商品として出荷するために、木を伐採して玉伐りし、搬出することである。このように、「林業労働」と一言で言っても、木の成長過程に応じて作業の内容、技術が異なっており、それを担っている担い手も異なっている場合が多い。

林業労働の特徴としては、山村の農家の副業的性格(「半農的」)、機械化が遅れており、肉体労働が多い、作業が季節的で天候に左右される(特に造林・保育作業)、作業場所・委託者が一定でなく雇用が細切れになりやすい(間断的)、傾斜地での作業となるため労働災害の発生率が高い、等を指摘することができる。

(2) 林業の担い手の構造

既に述べた通り、こうした林業労働が誰によって担われているかを検討する上で重要なのは山林の所有構造であり、その所有構造によって担い手の構造も異なっている。

最もわかりやすいのは国有林と私有林の違いである。国有林は、基本的には林野庁の直営であり、林野庁自体が各地の営林署に労働者を抱え、造林、保育、伐出を行っている。^(注3)

それに対して、私有林においては、山林

所有者(林家)自身も林業労働を行っている場合が多く、作業の一部を外部に委託している。大規模林家や会社の場合は自ら林業労働者を雇っている場合も多くあるが、小規模林家は、一般に造林、保育は自らの家族労働で行い、伐出については専門業者(素材生産業者)に依頼している。ただし、近年は相続、離村等により不在村地主が増大しており、林家自らが林業労働を全く行わない例も増えている。^(注4) 90年林業センサスによると、林家の自家労働比率は、植林が50%、下刈り等が62%、主伐が32%である。

なお、林家等から作業を請け負う組織として、造林会社、素材生産業者、森林組合があり、それぞれ林業労働者を雇ったり、作業班を組織しているが、そこで雇用されている者のほとんどは山村に住む小規模林家(多くは農家でもある)である。

(注3) ただし、国有林事業は赤字対策のため、現在、事業を直営から民間委託に移行しつつある。

(注4) 90年林業センサスによれば、不在村林家による森林所有面積は300万haあり、私有林の22%を占めている。また、1ha以上の林家のうち、林業に年間少しでも従事した者は4割程度で、他は放置していたか、人に任せたままになっている。

(3) 林業労働力の実態

このように林業労働力には様々な形態があり、その全体像を統計的にとらえるのは難しい面がある。例えば、林家の場合、他の職業が主であり1年のうちある日数のみ林業に従事するという人が多いが、総務庁の実施している「国勢調査」「労働力調査」ではその労働は出てこない。また、10年ごとに実施される「林業センサス」では、専

業的林業労働者（年間150日以上林業に従事）や農家・林家の林業就業日数がわかるが、そこから漏れる部分があり、また現在使える最新の林業センサスは90年センサスであり、調査時点が既に9年前で古いという問題点がある（来年、「2000年センサス調査」が行われる予定）。

以上のような統計的な制約があるものの、林業労働の実態を各種統計で見ると、以下の通りである。

a. 林業就業者（「国勢調査」）

「国勢調査」における林業就業者とは、9月末の1週間に主として林業に従事していた者のことであり、この者は林業を職業としていると推定され、林業労働力の指標として最もよく使われている。林業就業者は、森林組合、営林署、会社等に雇用されている者と、主に自営林業に従事している者を合わせたものと考えられる。

95年の林業就業者は8万5千人であり、5年間に21%減少し、60年に比べるとほぼ5分の1に減少している（第6表）。しか

第6表 林業就業者数推移
（単位 千人、%）

	総数	50歳以上の割合	60歳以上の割合	雇用者率
1960年	439	23.7	9.1	56.2
70	213	29.5	11.9	76.7
80	166	47.0	13.7	77.0
90	108	68.0	24.4	69.5
95	85	70.6	36.4	63.1
95/90	21.3	[2.6]	[12.0]	[6.4]

資料 総務庁「国勢調査」
（注）「林業就業者」とは、9月末の1週間に主として林業に従事していた者。

も、そのうち50歳以上が70.6%、60歳以上が36.4%を占めており、40歳未満は13.3%に過ぎない。そのため、林業就業者は今後もさらに減少を続ける見込みであり、林野庁の試算では、2000年には5万3千人になると推計されている。林業就業者の減少は、林業の基幹的部分がいなくなることを意味している。

b. 専門的林業労働者（「林業センサス」）

専門的林業労働者とは、雇われて林業労働を年間150日以上行っている者であり、自営林業のみに従事している人は含まない。90年で7万7千人おり、10年間で3割減少した（第7表）。雇われ先別にみると、森林組合が2万7千人、会社が1万9千人、営林署が1万3千人であり、70年当時は、会社、営林署、その他が森林組合より多かったが、現在では、森林組合が林業労働者の最大の就業先となっていることがわかる。地域別にみると、北海道、東北、中部、九州の4地域で7割近くを占めている。

なお、営林署の労働者は国有林改革のなかで激減しており、90年には1万3千人いた営林署の労働者は96年には既に6千人程

第7表 雇われ先別専門的林業労働者数推移
（単位 千人、%）

	総数	営林署	森林組合	会社	地方公共団体	その他
1970年	135	28	23	32	10	42
80	110	24	33	23	3	27
90	77	13	27	19	1	17
90/80	30.3	43.5	17.0	16.6	59.8	42.6

資料 第4表に同じ
（注）専門的林業労働者とは、年間150日以上林業に雇われて従事した者。

度まで減少している。専門的林業労働者の数は、現在(99年)では5万人程度まで減少していると推定される。

c. 林家による林業労働(「林業センサス」)

林業センサスでは、林家の林業就業状況も調査しており、林家を農家林家と非農家林家(1ha以上)に分けて示している。このうち農家林家についてみると、全国158万6千戸の農家林家の世帯員のうち、林業に従事した者は54万5千人いる。そのうち主に自営林業に就業した者は49万9千人で、雇われ林業が主である者が4万6千人である。林業従事者のうち8割は29日未満の就業であるが、150日以上就業した者も5%(2万5千人)いる(第8表)。

d. 森林組合作業班(「森林組合統計」)

森林組合作業班は、森林組合が組織して主に組合員の山林の作業を請け負っているものであり、作業班員のほとんどは山村の農家林家の世帯員である。

第8表 農家林家の林業労働従事状況(1990年)
(単位 千人、%)

	総数	従事日数			
		29日以下	30~59	60~149	150以上
自営林業が主	499	428	50	15	7
割合	100.0	85.7	10.0	3.0	1.3
雇われ林業が主	46	8	6	13	18
割合	100.0	18.2	13.0	28.9	39.9
計	545	436	56	28	25
割合	100.0	80.0	10.2	5.2	4.6

資料 第4表に同じ
(注) 農家林家とは、林家(山林所有者)のうち農家でもある世帯。

第9表 森林組合作業班員数推移

(単位 千人、%)

	総数	伐出	造林		工場ほか	
			60歳以上の割合	60歳以上の割合		
1970年	65	14	-	46	-	5
80	64	9	8.7	50	19.7	5
90	43	8	28.8	31	41.8	4
96	35	6	42.3	24	56.2	5
96/90	19.0	16.6	[13.5]	22.7	[14.4]	3.7

資料 林野庁「森林組合統計」

作業班員数は96年で3万5千人いるが、そのうち59日以下しか就業しなかった者が5千人近くおり、女性が2割いる。作業班は造林が主であり、総数の7割を占めている。作業班員も高齢化が進んでおり、60歳以上の割合は、伐出部門では42%、造林部門では56%に達している(第9表)。

なお、森林組合統計では、作業班という形をとらない組合の雇用者(事務職は含まない)についても調査しており、こうした雇用者が5万人いる(96年度)。しかし、このうち150日以上就業した者は1600人ほどであり、86%は59日未満就業の臨時雇いである。

なお、以上の四つの統計のほか、20ha以上の林家を主な調査対象とした「林業構造動態調査」(7~10年おきに実施)がある。林業労働の構造は多重的で複雑であるため、現在の統計ではその全体像を捉えきれないが、林業労働力が高齢化していること、減少を続けていること、今後もその傾向は止まりそうもないことは以上から明らかであろう。

(注5) 林業センサスにおける林家の林業就業状況の統計は、「農家林家」の場合はすべての林家を含

んでいるが、「林家」だけの場合は1ha以上所有の林家に限定しているため、この統計では1ha未満の林家が省略されてしまっているという問題がある。

(注6) 平成6年「林業構造動態調査」の結果については、坂口精吾編著『林業と森林管理の動向』(全国農林統計協会連合会編, 1996)に詳しい分析がある。

(4) 林業労働力減少の要因

林業労働力が減少しているのは、現在の担い手が年を重ね一定の年齢で引退している一方で、若い人が参入しないためであるが、それではなぜ若者が林業に就業しないのであろうか。考えられる要因は以下の通りである。

第一に、林業の仕事自体が少なくなったということがある。これは、既にみたように、薪炭需要が減少したこと、造林面積、素材生産量が減少したために、林業労働の需要が少なくなったということである。ただし、これは、林業労働者が少なくなったことが林業の仕事量を減少させたという逆の見方もできよう。また、チェーンソー、集材機等の林業機械化や林道の整備がある程度進み、林業の労働生産性が上昇したということも、林業労働力需要減少のひとつの要因であると考えられる。

第二に、林業労働の労働条件が悪いことがあげられる。例えば、林業の伐出労働の1日あたり賃金は12310円(94年)であり、建設屋外作業賃金より7%低く、ボーナス、退職金も考えると、一般勤労者よりはるかに低い水準である。その割には、屋外の傾斜地での作業であるため、労働災害の発生率が非常に高い。また、これはかつて

に比べてかなり改善されてきたが、社会保険制度(年金、健康保険等)への加入率がまだ低いということも指摘できる。

林業労働者の給与は日給制がほとんどであるが、農家林家にとっては、これはダム、道路工事等の建設労働と同じであり、労働力の有効活用という意味でも林業は貴重な就業の場であり、日本の林業はこの農家の余剰労働によって支えられてきた。しかし、高度経済成長期には他産業の労働需要が強くなり、林業より条件のより職場があれば、若者がそちらに流れるのは当然であろう。親の苦勞を見て育った山村の若者は、親の仕事を継ごうとせず、学校を卒業して就職するとき(あるいは高校進学時に)、都市に出てそのまま帰らない。こうした若者の行動は、「職業選択の自由」のなかで、ある意味では合理的で当然の行動であった。

第三に、山村そのものの人口減少、過疎化がある。これも林業の衰退と「鶏と卵」のような関係にあるが、若者が流出して山村の人口が減少し、それが林業労働の供給源を失わせたのである。

ところで、戦後の山村の人口減少に拍車をかけたものとしてダム建設があったことを忘れてはならないであろう。国土総合開発法制定後、全国の山村に実に多くのダムが作られ、水没に伴い補償金をもらって多くの^(注7)人々が村を離れた。

(注7) ダム開発が山村に与えた影響については、西野寿章『山村地域開発論』(大明堂, 1998)参照。

4. 林業労働力確保のための 取り組み

こうした林業労働力の現状については、林業界では以前から深刻な問題としてとらえられており、これまで行政や森林組合系統による対策がとられてきた。以下でその概要を紹介する。

(1) 行政の取り組み

林業労働力問題は早くから林業問題研究者の重要な研究テーマであり、行政にも問題の重要性についての認識は早くからあった。

1964年に制定された「林業基本法」では、第19条に「国は、林業労働に従事する者の福祉の向上、養成及び確保を図るため、就業の促進、雇用の安定、労働条件の改善、社会保障の拡充、職業訓練の事業の充実等必要な施策を講じるものとする」と書かれており、この規定に従って林業労働力確保・育成のための条件整備が行われてきた。しかし、林野庁は国有林問題に追われたこともあり、国による林業労働力問題への対応は不十分であったといえよう。

しかし、近年、林業労働力の高齢化と担い手不足は深刻の度を増してきたため、こうした事態に対応して林野庁は91年に「林業労働対策室」を設置し、林業労働力確保に本格的に取り組むようになった。その後、93年には「森林整備の担い手対策のための基金」が各都道府県に設置され、96年

には「林業労働力確保法」が制定された(林野庁と労働省の共管)。林業労働力確保法は、民有林活性化のための国の支援策を定めたいわゆる林野三法の一つであり、林業労働力の確保のための行政支援の仕組みを作ったものである。この法律により各都道府県に「林業労働力確保支援センター」が設置され、林業労働者の委託募集、研修支援、林業就業のための資金融資、高性能林業機械の貸付け等を行っている。^(注9)このように、林業労働力確保法は林業基本法第19条の精神を受け継いだものといえることができ、今後の成果が期待される。

(注8) 例えば、宇野弘蔵監修、東大社会科学研究所編『林業経営と林業労働』(農林統計協会、1954)、山岡亮一・山崎武雄編『林業労働の研究』(有斐閣、1963)がある。

(注9) 林業労働力確保法の背景、内容については、林野庁監修『新たな林業・木材産業政策の基本方向』(地球社、1996)、林野庁監修『林業労働力確保法Q & A』(地球社、1996)参照。

(2) 森林組合の取り組み

森林組合は、林業労働力の確保、組織化のためにこれまで多くの努力を傾注してきた。作業班(労務班)の組織化はその第一歩であり、現在では、森林組合は造林の76%、素材生産の15%のシェアを占めるに至っている。現在国有林が事業の民間委託を進めつつあり、今後森林組合の役割はますます増大していくであろう。

しかし、既に説明した通り、山村の農家林家の労働力を組織化した作業班も高齢化が進行しており、今後先細りの懸念がある。こうした事態に対応して、林業労働力

確保のための様々な取り組みが行われてきた。例えば、市町村と共同で第三セクターを作り、一般勤労者並みの給料を保証して新規参加者を募集する(愛媛県久万町、熊本県小国町等)^(注10)など、多くの実践が積み重ねられてきた。また、大阪府(能勢町、高槻市)や東京都多摩地区のように都市に近接した林業地帯では、市民のボランティアを募集して森林に対する理解を深めてもらうという運動をしている森林組合もある。

例えば、奈良県十津川村森組の事例を紹介すると、同組合は1980年から林業労働の後継者育成策に取り組み、当時、組合の作業班員として若い人を8名採用した。しかし、15年後には2名しか残らなかったため、95年、96年と再度募集を行った。この時実施した現地説明会にはそれぞれ約60名集まり、組合はそのうち各3名(計6名)を採用した。ほとんどが村外の若者で、平均年齢33歳、大半が既婚者である。独身者より既婚者のほうが定着率はよいという。組合が3DKの住宅を用意して安く貸与し、給与は月給制で賞与も支給している。現在は、林家の林業意欲低迷で仕事量が減っているため、村有林の仕事を回してもらっているという。

今日の農家林家は、かつてとは異なり恒常的勤務に従事するようになり、かつての「半農的」な林業労働に依存することが限界に達しつつある。そこに都市に住む若者もターゲットにおいた募集活動の意義があり、こうした採用の増加によって、93年以降、30歳以下の作業班員数が上昇に転じて

いる。

(注10) 森林組合の取り組み事例については、『21世紀に向けた林業労働の新たな展開』(全森連、1997)参照。また、和智達也『日本の農業 あすへの歩み 198』「林業法人における雇用労働力」(農政調査委員会、1996)には、民間企業の取り組み事例が報告されている。

5. 課題と展望

以上みたように、深刻化する林業労働力問題に対応して様々な確保対策が進められてきたが、今後の課題を整理すると、以下の通りである。

一つは、林業労働者のいっそうの待遇改善である。林業労働者の賃金水準はまだ低く、一般勤労者並みの所得、社会保障制度を確保し、安心して働ける職場にする必要がある。このことは森林組合の作業班についても言えることである。そうしないと、なかなか若者は参入しないし、参入しても定着しないのではないかと思われる。これについては、既に多くの実践事例があり、こうした先進事例に学ぶことができよう。また、賃金水準を上げるためには、林業の生産性を上昇させる必要がある、機械化のいっそうの推進が必要であろう。

また同時に、林業労働者の社会的地位を高める必要がある。人間が職業を選択するのは、単に給与だけではなく、職業としての誇りが重要である。林業労働を、国土・環境を守っている担い手として位置づけ、誇りをもって仕事ができるようにする必要がある。このことに関しては、海外(ドイツ、カナダ、米国)の例に学ぶべきである

う。

しかし、こうした待遇改善のためには、行政の支援がいっそう重要になる。既に、林業労働力確保法に基づき様々な施策が実施されているが、現在の助成は、研修等一部に限られている。今後は、林業を地域の環境を保全する産業であると位置づけ、条件不利地域対策、中山間地域対策として林業労働者への直接所得補償も検討すべき段階にきているといえよう。これまで条件不利地域対策は農業を中心に議論されてきたが、日本の場合は農業とともに(あるいはそれ以上に)林業の視点からもこの問題を議論する必要がある。

ただし、この場合財源が問題になるが、これまで日本では、多くのダム、砂防施設を建設しており、現在もこれらの治山・治水事業のために年間1兆円以上の資金が投じられている。こうした公共事業に財政資金を投ずるという構造を改め、山林を守る担い手確保のために資金を使ったほうが、国土保全のためにはより有効であろう。コンクリートで災害を防ぐのではなく、森林を整備することにより保水力を高め、環境や水資源を保全するという方向に考え方を変えていくべきである。

なお、林業労働力の問題は、労働力問題そのものだけを取り出しても問題の本質的な解決にはならない。つまり、結局は、日

本林業そのものの展望が見えてこない、林業に就業しようという意欲も湧いてこなし、続かないであろう。しかし、どうしたらよいかというと、林業関係者のこれまでの努力にもかかわらず、外材主導体制のなかでなかなか展望が見えてこないのが現状である。

一つの提案としては、木材を環境財として位置づけ、国際貿易を規制する国際的なシステムを作るということである。この問題は、WTOの自由貿易原則との調整が必要であり、現在進められている「環境と貿易」に関する議論ともかかわってくる問題であるが、環境に調和した方法でのみ木材貿易を認め、環境に負荷を与えるような木材の取引を規制するというものである。既に熱帯材については実施されており、木材に対する環境ラベル(エコラベル)も検討されはじめている。将来的には、環境の視点から木材生産、貿易をコントロールし、そのことにより日本の林業の一部分を政策的に存続させていく必要がある。実現に至るには「未だ道遠し」の感が強いが、環境問題、地球温暖化問題がより重要なテーマとなる21世紀には、実現の可能性が十分ある方法であると思う。今後の国際的な論議の進展を期待したい。

(清水徹朗・しみずてつろう)